

京都府庁舎窓口での納付方法

—広域振興局総合庁舎、府税事務所、京都土木事務所、中丹東保健所、中小企業技術センターで納付する場合—

1 手数料等の金額を府HPや手続要領、又は申請先窓口への問い合わせ等によりご確認ください。

2 申請先の府各庁舎の支払窓口で必要手数料等をお支払いください。

◆ 支払方法は、現金、クレジットカード、電子マネー、スマホ決済からお選びいただけます。

種別	ブランド
現金	—
クレジットカード	Visa、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club、Discover     
電子マネー	iD、楽天Edy、WAON、nanaco、QUICPay、交通系電子マネー（PiTaPa除く）              
スマホ決済	PayPay、au PAY、メルペイ、楽天ペイ、d払い     

3 納付済証とレシートがセットになったものが発行されます。

4 申請先窓口にて納付済証とレシートの間をご自身で切り取り線に沿って切り取ってください。

5 納付済証を申請書に添付し、申請先窓口にご提出ください。

点線で切り取ってください。
(一部、切り取る必要のない
庁舎もあります。)

注意

◆ <納付済証>の再発行はできません。

◆ <納付済証>を紛失された場合、レシート（領収書）をお持ちであっても再度の納付が必要となりますので、<納付済証>は申請等の手続をするまで大切に保管し、すぐに手続に使用することをおすすめします。

◆ 別に領収書が必要な場合は、現金決済の場合のみ領収書の発行が可能です。

◆ 府税事務所、京都土木事務所、中丹東保健所、中小企業技術センターで購入された納付済証は、購入場所でのみ使用が可能です。

